

法人名： 特定非営利活動法人ライツオン・チルドレン

## 活動計算書

平成27年 4月 1日 ～ 平成28年 年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	75,000	75,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	2,589,591	2,589,591	
3. その他収益			
受取利息	1,089		
雑収益	45,400	46,489	
<b>経常収益計</b>			2,711,080
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
臨時雇用金	0		
法定福利費	0		
<b>人件費計</b>	0		
(2) その他経費			
寄贈	659,880		
印刷製本費	10,164		
会議費	213,816		
旅費交通費	321,635	0	
消耗品費	220,508		
租税公課	1,200		
<b>その他経費計</b>	1,427,203		
<b>事業費計</b>		1,427,203	
2. 管理費			
(1) 人件費			
雑給	169,200		
<b>人件費計</b>	169,200		
(2) その他経費			
租税公課	2,850		
支払報酬料	465,931		
水道光熱費	59,040		
地代家賃	2,281,399		
印刷製本費	15,080		
会議費	63,863		
旅費交通費	483,516		
消耗品費	232,038		
支払手数料	12,042		
通信運搬費	75,475		
保険料	108,500		
<b>その他経費計</b>	3,799,734		
<b>管理費計</b>		3,968,934	
<b>経常費用計</b>			5,396,137
<b>当期経常増減額</b>			△ 2,685,057
<b>税引前当期正味財産増減額</b>			△ 2,685,057
<b>法人税、住民税及び事業税</b>			△ 136,692
<b>前期繰越正味財産額</b>			7,400,101
<b>次期繰越正味財産額</b>			4,578,352

法人名： 特定非営利活動法人ライツオン・チルドレン

## 貸借対照表

平成28年 年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	4,513,979		
寄贈用資産	252,720		
流動資産合計		4,766,699	
2. 固定資産			
敷金	346,000		
固定資産合計		346,000	
資産合計			5,112,699
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払費用	437,899		
未払法人税等	74,500		
預り金	21,948		
流動負債合計		534,347	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			534,347
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		7,400,101	
当期正味財産増減額		△ 2,821,749	
正味財産合計			4,578,352
負債及び正味財産合計			5,112,699

法人名： 特定非営利活動法人ライツオン・チルドレン

## 財産目録

平成28年 年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金			
三菱東京UFJ銀行	4,513,979		
寄贈用資産	252,720		
<b>流動資産合計</b>		<b>4,766,699</b>	
<b>2. 固定資産</b>			
敷金	346,000		
<b>固定資産合計</b>		<b>346,000</b>	
<b>資産合計</b>			<b>5,112,699</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払費用			
立神 由美子(立替金)	151,546		
新武 久美子(立替金)	149,446		
野口五丈公認会計士事務所	136,907		
未払法人税			
住民税の均等割	74,500		
預り金			
源泉所得税(野口五丈公認会計士事務所)	21,948		
<b>流動負債合計</b>		<b>534,347</b>	
<b>2. 固定負債</b>			
<b>固定負債合計</b>		<b>0</b>	
<b>負債合計</b>			<b>534,347</b>
<b>正味財産</b>			<b>4,578,352</b>

## 財務諸表の注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。